

提案書記載依頼事項評価基準

提案書目次構成	提案書記載依頼事項	基礎点/加 点区分	評価 番号	配点 (1810点)	評価基準
1. 本業務に対する理解					
1.1.	本市の本業務に関する目的に対する理解	基礎点	1	-	-
1.2.	本業務全般に関する取り組み方針	加 点	2	80	システム標準化に関する従来の再構築との違いを踏まえ、本業務のポイントを理解し、それに対して適切な取組みが提案されていること。また、応募者ならではの提案がなされ、その提案内容がプロジェクトの成功に有益である場合、高く評価する。 (評価基準) A：本市が求める以上の応募者ならではの提案も含まれており、本市にとって非常に有益な提案 B：本市が求める以上の有益な提案 C：本市が求める範囲内の提案 D：一応に有益な提案 E：有益性が不明な提案
2. 業務実績等					
2.1.	公的な資格や認証等の取得	基礎点	3	-	-
2.2.	受注実績	加 点	4	80	記載依頼事項の全ての実績要件を満たしており、かつ、大規模政令市の国民健康保険業務システムの構築・運用保守実績を多く有している場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、(1)について市町村事務処理標準システムの導入実績が1件以上 B：下記Cに加え、(1)について人口150万人以上の政令指定都市実績が1件以上 C：(1)及び(2)の実績が各2件以上、かつ(3)が1件以上 D：下記Eに加え、(1)又は(2)の実績が2件以上、かつ(3)が1件以上 E：(1)～(3)の実績が各1件以上
3. 実施体制					
3.1.	実施体制	加 点	5	50	大規模な業務システムの再構築に当たり、適切な体制・要員となっていること。更にプロジェクトの成功に向けた体制上の工夫が提案されている場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、本市が想定していない本プロジェクトの成功に向けた有益な体制上の工夫が提案されている。 B：本業務規模に合った適切なチーム編成及び要員体制が確保され、要員の実績も十分考慮されている。 C：本業務規模に合った適切なチーム編成及び要員体制が確保されている。 D：本業務規模に対してチーム編成、要員体制が一部脆弱で体制強化の調整が必要。 E：本業務規模に対してチーム編成、要員体制が全般的に脆弱で体制強化の調整が必要。
3.2.	作業員に求める資格等(プロジェクトマネージャ)	基礎点	6	-	-
3.3.	作業員に求める資格等(チームリーダー)	基礎点	7	-	-
3.4.	作業員に求める資格等(要員全体)	基礎点	8	-	-
3.5.	作業員に求める資格等(クラウド担当)	基礎点	9	-	-
4. 設計に関する提案					
4.1.	開発・導入方針	基礎点	10	-	-
4.2.	市民の利便性向上や業務効率化を目的としたオンライン化・DXに向けたBPR実施	加 点	11	100	設計工程において、本業務における手続のオンライン化、DX等による事務作業の自動化・効率化に向けたBPRの実施について、有益な提案がある場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、本市職員のBPRに関する作業負担の軽減について有益な提案がされている B：手続のオンライン化、DXの両方について、実施可能かつ有益な提案がされている C：手続のオンライン化、DXのどちらか一方について、実施可能かつ有益な提案がされている D：手続のオンライン化、DXの提案について、本業務内での実現が難しい E：効果が見込まれない提案
4.3.	設計における品質確保	加 点	12	50	設計工程において、本市要件を抜け漏れなく反映させる方法及び本市要件を意識し、誤りなく反映させる方法に妥当性があり、本市が求める以上の品質確保が見込まれる場合、高く評価する。 A：本市要件の抜け防止又は誤り防止の両方について、本市が求める以上の提案がされている B：本市要件の抜け防止又は誤り防止のいずれかについて、本市が求める以上の提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
4.4.	設計における効率化	加 点	13	50	設計会議及び成果物レビューを効率的に実施するための有益な提案がされていること。また、本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、本市の設計会議及び成果物レビューの作業負担が大幅に削減される提案がされている B：品質を確保した上で、設計会議及び成果物レビューを効率的に行うための工夫について本市が求める以上の効果が見込まれる提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
4.5.	設計における他システムとの調整	加 点	14	80	連携先システムとのインタフェース仕様に関する調整等を効率的に実施するための有益な提案がされていること。また、本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、連携先システムとの調整等に係る本市の作業負担が大幅に削減される提案がされている B：連携先システムとの調整方法等について、円滑かつ効率的な実施方法が提案されている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案

提案書目次構成		提案書記載依頼事項	基礎点/加 点区分	評価 番号	配点 (1810点)	評価基準
5. テストに関する提案						
5.1.	テストにおける品質確保	テスト工程において、設計した内容を抜け漏れなく、テストで確認するための方法について提案すること。	加点	15	50	設計内容のテスト漏れを防止するための有益な提案がなされること。また、その実施結果を適切に管理し、必要に応じて本市でも確認ができるような提案の場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、その実施結果を適切に管理し、実施結果等により本市でもテスト漏れの防止の取組みが確実に実行されていることを確認ができる提案がされている B：設計内容のテスト漏れの防止について本市の求める以上の提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
5.2.	テスト工程時のレビューの効率化	本市とのテスト観点レビュー、テスト結果レビューにおいて、効率的にレビューを実施し、本市の作業負担を軽減するための方法について提案すること。	加点	16	50	本市とのテスト観点レビュー、テスト結果レビューを効率的に実施するための有益な提案がされていること。また、本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、本市のテスト観点・結果レビューの作業負担が大幅に削減される提案がされている B：品質を確保した上で、テスト観点・結果レビューを効率的に行うための工夫について本市が求める以上の効果が見込まれる提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
5.3.	テストにおける他システムとの調整	テスト工程において、連携先システムとの連携テスト等の調整方法について、円滑に調整を行い、かつ、本市（又は連携先システム）の作業負担を軽減する方法について提案すること。	加点	17	80	連携先システムとの連携テストに関する調整等を効率的に実施するための有益な提案がされていること。また、本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、本市の連携先システムとの調整等に係る作業負担が大幅に削減される提案 B：連携先システムとの調整方法等について、円滑かつ効率的な実施方法の提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
5.4.	受入テストの支援	本市が実施する受入テストについて、本市の実施目的を実現するために応札者の関わり方及び実施する支援内容について提案すること。	加点	18	80	本市が受入テストを実施するに当たり、円滑にテストを実施するための支援及び本市の作業負担の軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、受入テスト計画及び利用者によるテスト実施の支援等について、本市が求める以上の提案がされている B：テスト環境・データ作成の支援以外に受入テスト観点の抽出、テストスケジュール等の本市の受入テストの支援を行う提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
6. 作業実施に係る提案						
6.1.	プロジェクト管理	本業務の次のプロジェクト管理方法について、調達仕様書の内容を踏まえ、応札者の対応方法について記載すること。 (1)コミュニケーション管理 (2)進捗管理 (3)課題管理 (4)リスク管理 (5)変更管理 (6)品質管理	基礎点	19	-	
6.2.	進捗管理	進捗管理について、調達仕様書に記載の内容に従うが、受託者が本案件にとって適切と考える進捗管理方法及び工夫点等について提案すること。	加点	20	30	進捗管理方法について、進捗状況を管理するだけでなく、進捗遅延時のリカバリ方法、進捗遅延を未然に発生させないための工夫等の有益な提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、進捗遅延を未然に発生させないための工夫について本市が求める以上の効果が見込まれる提案がされている B：進捗遅延に対して早期にリカバリするための有益な提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
6.3.	品質管理	設計工程及びテスト工程で検出した不良の分析・評価方法について提案すること。また、品質評価の結果、品質管理指標を下回る場合の対処方法について提案すること。	加点	21	30	品質管理について、品質不良に対する適切な分析・評価方法について具体的に記載され、品質管理指標を下回る場合の対処方法についても効果的な提案がされていること。また、プロジェクト全体において、同一の不良を混入させないなど、その後の品質向上にも寄与する提案がある場合、高く評価する。 A：下記Bに加え、その取組みがプロジェクト全体での同一不良の混入防止等の品質向上に寄与する提案がされている B：検出した品質不良の分析・評価方法及び品質管理指標を下回る場合の対処方法が具体的に記載され、効果的な品質確保方法について提案されている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
6.4.	本業務実施に係るセキュリティ対策	調達仕様書のセキュリティ要件を踏まえ、本業務の実施場所及び作業の実施等に対して応札者が行う次のセキュリティ対策について記載すること。 (1)作業場所に係るセキュリティ対策 (2)情報の取扱いに係るセキュリティ対策 (3)要員に係るセキュリティ対策	基礎点	22	-	
7. 機能要件に関する提案						
7.1.	標準準拠システムの適用証明	「回答様式6 標準準拠システムに係る適用証明書」に記載のシステムを導入する旨を記載すること。また、「回答様式6 標準準拠システムに係る適用証明書」を記名の上、提出すること。	基礎点	23	-	
7.2.	本市追加要件（機能要件）に対する対応	「回答様式7 機能要件一覧」に記載の本市追加要件について、全ての要件に対して対応を行うこと（全ての要件に対応方法が記載されていること）。	加点	24	50	各要件の対応方法の数により、評価を行う。パッケージシステムの標準機能による対応など、本市要件を満たし、追加工数をかけずに実現が可能な対応が多いほど高く評価する。 (評価基準) 別途、対応方法の数により評価する。
7.3.	本市追加要件（帳票要件）に対する対応	「回答様式8 帳票要件一覧」に記載の本市追加要件について、全ての要件に対して対応を行うこと（全ての要件に対応方法が記載されていること）。	加点	25	50	各要件の対応方法の数により、評価を行う。パッケージシステムの標準機能による対応など、本市要件を満たし、追加工数をかけずに実現が可能な対応が多いほど高く評価する。 (評価基準) 別途、対応方法の数により評価する。
7.4.	統合準拠パッケージに関する提案	応札者が提案する統合準拠パッケージシステムを本市が利用する場合、次の観点でパッケージシステムが持つ本市にとって有益と想定する機能について提案すること。 (観点) ①ユーザインタフェースが利用者の利便性の向上が図られている点 ②利用者が有効活用できる統計・分析機能等を有している点 ③ユーザ自身又はユーザの依頼により柔軟な設定変更が可能な事項 ④その他、応札者が利用者にとって有益と想定する点	加点	26	100	応札者が提案する統合準拠パッケージシステムについて、利用者にとって有益な機能等が提案されていること。また、利用者の業務の効率化、業務品質の向上、コスト削減に対して、有益な提案がある場合、高く評価する。 A：利用者の業務の効率化、業務品質の向上、コスト削減の全てに対して、本市が求める以上の非常に有益な提案 B：本市が求める以上の有益な提案 C：本市が求める範囲内の提案 D：一応に有益な提案 E：有益性が不明な提案
8. 非機能に関する提案						
8.1.	非機能要件に対する対応	「回答様式9 非機能要件一覧」に記載の本市要件について、対応可否及び代替案を回答すること。なお、非機能要件のうち、必須要件については、「対応可否」欄が全て「①対応可能」となっていること。	基礎点	27	-	
8.2.	バッチ処理性能	バッチ処理性能について、繁忙期等において夜間バッチ処理が次回のオンライン開始までに間に合わないリスク及びその対応策について、次の観点を踏まえ提案すること。 (観点) (1)計画時点でリスクを検知する方法 (2)計画時点でリスクを検知した場合のリスクを予防・回避する方法 (3)リスクが顕在化した場合の対応方法	加点	28	50	夜間バッチ処理が長時間化するリスクに対して、迅速な検知がなされ、適切な予防・回避策が提案されていること。また、リスクが顕在化した場合においても、適切な対応策が準備されており、次回オンライン開始に影響を与えない提案がされている場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、リスクが発生した場合、次回のオンライン開始までにリカバリするための効果的な対応について提案がされている B：リスクの検知及び予防・回避方法が、本市にとって有益な提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
8.3.	ガバメントクラウド環境構築	システム標準化により次期システムをガバメントクラウド環境へ構築することにおいて、応札者が考える取組方針を次の内容も含めて提案すること。 (1)オンプレミス環境との違いを踏まえ、ガバメントクラウドへの移行に関する課題とその解決方法 (2)CSP（クラウドサービスプロバイダ）との役割分担及び調整方法 (3)ガバメントクラウド利用に関する本市の役割及び作業に関する提言	加点	29	100	提案書記載依頼事項の内容が具体的に記載されており、ガバメントクラウドへの移行に必要な各種対応方法、役割分担が提案されている。また、過去の成功事例等を踏まえ、実現性かつ有益な提案がされている場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、過去の成功事例を根拠とした、ガバメントクラウドへの移行が確実に実行できることを確認できる提案がされている B：提案書記載依頼事項に記載の3つの事項全てについて、具体的な取組みが提案され、そのすべてが本市にとって有益と判断できる提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案

提案書目次構成	提案書記載依頼事項	基礎点/加 点区分	評価 番号	配点 (1810点)	評価基準
9. 移行に関する提案					
9.1. 移行方針	本業務において移行（業務・システム・データ）作業全体に対する取組方針を次の内容も含めて提案すること。 (1)大規模システムの移行に関するポイント・課題 (2)移行リハーサル実施回数・タイミング (3)移行に関する本市との役割分担と本市の作業負担の軽減	加点	30	50	本業務の移行（業務・システム・データ）作業全般に関して、大規模システム特有の移行に関するポイント・課題等を十分理解し、それに対する適切な取組方針が具体的に記載され、効果的であると判断できること。また、本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、本市の移行全般に関する作業負担が大幅に削減される提案がされている B：大規模システム特有の移行に関するポイント・課題等を十分理解し、それに対して適切な取組方針が提案されている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
9.2. データ移行方法	現行システムから次期システムにデータを移行する際の次の観点について、応募者が高品質かつ効率的に移行するための対応方法を具体的に提案すること。 (観点) (1)大量データの移行 (2)次期システムとのデータマッピング (3)データ不備への対応 (4)標準仕様書のIFへの変換 (5)文字コード変換	加点	31	100	提案書記載依頼事項の各作業の内容が具体的に記載されており、過去の成功事例等を踏まえ、実現性があり、かつ有益な提案がされている場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、過去の成功事例を根拠としたデータ移行の作業の流れ、作業内容が明確に記載され、データ移行が確実に進められることが確認できる提案がされている B：提案書記載依頼事項の観点について、本市が求める以上の対応案が記載され、それにより高品質、効率的なデータ移行の実現が見込まれる提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
10. 教育に関する提案					
10.1. 研修に関する提案	調達仕様書の研修に関する要件を踏まえ、研修を効果的・効率的に実施するために応募者が考える研修方法について、次の点を含めて提案すること。また、本市職員の研修内容の理解に向けた工夫点等も提案すること。 (1)研修スケジュール (2)研修テキスト (3)研修内容 (4)応募者の実施内容、役割	加点	32	50	研修テキスト及び研修内容について、本市職員の理解度を上げるための工夫がされていること。また、研修スケジュール及びその日程調整について、本市職員の通常業務との両立を考慮した、合理的・効率的な提案がされている場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、研修スケジュール（日程）及びその調整方法について、本市職員の通常業務を考慮した合理的な提案がされている B：研修テキスト及び研修内容について、本市職員の理解度を上げるための工夫について、効果的な提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
10.2. マニュアルに関する提案	本業務で作成するマニュアルにおいて、次の点について、応募者が考えるマニュアル作成方法、本市職員が理解し易いための工夫点等を提案すること。 (1)作成スケジュール、本市レビュー方法 (2)本市職員の理解度向上に向けた工夫	加点	33	50	マニュアル作成について、既存のパッケージのマニュアルに対して、本市職員が理解し易いような工夫がされていること。また、マニュアルの本市レビューに関して本市の作業負担軽減に対する有益な提案がある場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、マニュアルのレビューに関して本市の作業負担が大幅に削減される提案がされている B：マニュアルについて、既存のパッケージのマニュアルに対して本市の職員が容易に理解できるよう、更なる工夫が提案されている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
11. 運用保守に関する提案					
11.1. 運用保守の取組方針	本業務における次期システムの運用保守の取組方針について記載すること。なお、次の観点について必ず含めること。 (1)運用保守に関するポイント・課題 (2)運用保守の報告方法の工夫点 (3)障害対応に対する取組（障害の切り分け方法 等） (4)運用保守作業の品質確保 (5)運用保守工数の効率化 (6)本市の運用保守要件以外の応募者独自の提案事項	加点	34	80	次期システムのガバメントクラウド環境での運用保守に関するポイント・課題等を理解し、それに対して適切な取組が提案されていること。また、応募者ならではの提案がなされ、その提案内容が長期にわたる運用保守を考慮した際に有益である場合、高く評価する。 (評価基準) A：応募者ならではの提案が含まれており、長期にわたる運用保守を考慮した際、本市にとって非常に有益な提案がされている B：本市が求める運用保守の要件以上の有益な提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
11.2. バージョンアップ対応	本番稼働後に業務アプリケーション、OS、ミドルウェア、既製ソフトウェア等のバージョンアップについて、応募者の対応方法について、提案すること。	加点	35	50	本番稼働開始後に業務アプリケーション、OS、ミドルウェア、既製ソフトウェア等のバージョンアップが必要となった際、安定稼働、低コスト、短期間での対応の観点で有益な提案である場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、短期間で対応でき、かつ本番稼働に影響を与えない高品質な対応方法が提案されている B：バージョンアップを低コストで実現するための提案がされている C：本市が求める範囲内の提案 D：一応の効果が見込まれる提案 E：効果が見込まれない提案
11.3. SLAについて	応募者が考える運用保守に係るSLAを提案すること。	基礎点	36	-	-
11.4. 運用保守費用	応募者が次期システムについて、令和9年度以降も運用保守作業を受託する場合の全体費用及び内訳を「回答様式10 運用保守費用」に従い提出すること。	加点	37	100	令和9年度以降の運用保守の全体費用について、適切な費用内訳が提出され、より安価である場合、高く評価する。 (評価基準) 別途、提案金額により評価する。（A～Eによる評価の対象外とする）
12. ワークライフバランスに関する					
12.1. ワークライフバランスに関する取組/障害者雇用に関する取組	以下の(1)～(7)について、応募者の取組状況（該当、非該当）を記載すること。なお、該当する場合は、その証明資料を添付すること。 (1)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 該当：策定し、労働局に届出している（従業員101人未満の場合のみ加算） 非該当：策定していない、又は策定しているが従業員101人以上 (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定 該当：策定し、労働局に届出している（従業員301人未満の場合のみ加算） 非該当：策定していない、又は策定しているが従業員301人以上 (3)次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク） 該当：次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している 非該当：次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得していない (4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 該当：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している 非該当：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得していない (5)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 該当：青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている 非該当：青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしていない (6)よこはまグッドバランス企業（旧よこはまグッドバランス賞）の認定の取得 該当：よこはまグッドバランス企業（旧よこはまグッドバランス賞）の認定を取得している 非該当：よこはまグッドバランス企業（旧よこはまグッドバランス賞）の認定を取得していない (7)障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成 該当：障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成している 非該当：障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成していない	加点	38	70	ワークライフバランスに関する取組/障害者雇用に関する取組について、より多くの取組を行っている場合、高く評価する。 (評価基準) (1)～(7)について、それぞれ該当する場合に各10点を与える。 合計：70点。
プレゼンテーション	本項目は、提案書目次構成の対象外です。	加点	39	100	提案内容が簡潔に説明され、応募者の取組方針等が十分理解できること。また、本市から質問に対して、簡潔に適切な回答がなされた場合、高く評価する。 (評価基準) A：下記Bに加え、本市の質問に対しても納得感・安心感のある適切な回答がなされた B：提案書の内容を基にプロジェクトの成功に向けた説得力のある提案説明がなされた C：提案書の内容が更に理解できた D：提案書の内容の更なる理解に寄与しなかった E：提案書の内容が理解できない、提案書の内容と異なる説明がなされた